

佐賀県規則第3号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(条例第6条の5第2項に規定する知事が定める額) 第4条の8 略	(条例第6条の5第2項に規定する知事が定める額) 第4条の8 略 <u>(条例第8条第1項に規定する規則で定める法人)</u> 第4条の9 <u>条例第8条第1項に規定する規則で定める法人は、</u> <u>J A全農インターナショナル株式会社とする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。